

○高松市仏生山交流センター条例

令和2年9月30日

条例第35号

注 令和8年3月から改正経過を注記した。

高松市仏生山交流センター条例

(設置)

第1条 地域のにぎわいを創出し、及び市民交流の場を提供し、市民福祉の増進に寄与するため、高松市仏生山交流センター（以下「センター」という。）を高松市仏生山町甲218番地1に設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域のにぎわいの創出に関すること。
- (2) 市民交流の場の提供に関すること。
- (3) センター（仏生山総合センター、高松市仏生山保健センターその他市長が定める施設を除く。以下「交流センター」という。）の施設・設備等（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(使用許可)

第3条 施設等のうち別表第1に定めるものを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 交流センター内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し、使用の停止等)

第4条 市長は、前条第1項の許可をした後において、同条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、又は同条第1項の許可を受けた者（以下「交流センター使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は同項の許可に付した条件を変更することができる。この場合において、交流センター使用者が損害

を受けても、市長は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条第3項又はこの条の規定により前条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(交流センターの使用料)

第5条 交流センター使用者は、別表第1に規定する使用料（以下この条において「使用料」という。）を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(交流センターの利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流センター（高松市仏生山交流広場及び屋外広場（以下これらを「広場」という。）を除く。以下この条において同じ。）への入館を拒み、又は交流センターからの退館を命ずることができる。

- (1) 交流センター内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) その他センターの管理上支障があると認められる者

(カフェスペースの使用)

第7条 市長は、施設等のうちカフェスペースにおいて喫茶店その他これに類するものを経営しようとする者に対し、1年以内の期間に限り、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により使用を許可することができる。この場合において、市長が必要があると認めるときは、同一人に対し引き続き使用を許可することができる。

2 前項の許可に係る使用料の徴収については、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和39年高松市条例第20号）の定めるところによる。

(行為に係る許可)

第8条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真、映画等を撮影すること。

(4) 興行を行うこと。

(5) 運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して使用すること。

(6) 広場に工作物その他の物件又は施設を設けて広場を占有すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

3 市長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(広場の使用料)

第9条 前条第1項の許可を受けた者（以下「広場使用者」という。）は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号から第5号までに掲げる行為に係る許可 別表第2に規定する使用料

(2) 前条第1項第6号に掲げる行為に係る許可 別表第3に規定する使用料

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の使用料について準用する。

(行為の禁止)

第10条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 広場を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること（第8条第1項の許可を受けた行為に伴うものを除く。）。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ自動車、二輪車、自転車等（車椅子又はこれに類すると認められるもの及び第8条第1項の許可を受けた行為に伴うものを除く。）を乗り入れ、又は止め置くこと。

(8) 指定された場所以外で火気を使用すること。

(広場の利用の禁止又は制限)

第11条 市長は、広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(行為の許可の取消し等)

第12条 市長は、第8条第1項の許可をした後において、広場使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは同項の許可に付した条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずることができる。この場合において、広場使用者が損害を受けても、市長は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第3項又はこの条の規定により第8条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第8条第1項の許可を受けたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 広場の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(駐車場の使用)

第13条 施設等のうち駐車場（以下「駐車場」という。）を使用する者は、別表第4に規定する使用料（以下この条において「使用料」という。）を出場の際に納付しなければならない。

- 2 駐車場を使用することのできる時間は、午前零時から午後12時までとする。
- 3 駐車場において自動車を入場させ、及び出場させることができる時間は、規則で定める。
- 4 市長は、特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第14条 交流センターの入館者及び利用者並びに交流センター使用者及び広場使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 交流センター使用者及び広場使用者は、使用若しくは行為を終わったとき、又は中止したときは、当該許可に係る使用期限までに、施設等を原状に回復しなければならない。第4条の規定による許可の取消し若しくは使用の停止を受けたとき、又は第12条の規定による許可の取消し若しくは行為の中止若しくは退去の命令を受けたときも、同様とする。

2 市長は、交流センター使用者又は広場使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、当該交流センター使用者又は広場使用者に代わり原状に回復する。この場合において、当該交流セン

ター使用者又は広場使用者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 センター（カフェスペースを除く。以下この条から第20条までにおいて同じ。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(1) 交流センター（カフェスペースを除く。以下この条から第20条までにおいて同じ。）の平等な利用が確保されること。

(2) センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、センターの効用を十分に発揮するとともにセンターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) その他センターの設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者として指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条に規定する事業に関する業務

(2) 使用の許可及びその変更の許可、行為に係る許可（第8条第1項第6号に掲げる行為に係る許可を除く。）及びその変更の許可、使用の許可の取消し及び使用の停止並びに行為に係る許可の取消し並びに行為の中止及び退去の命令に関する業務

(3) 交流センター（広場を除く。）への入館の拒否及び退館の命令に関する業務

(4) センターの維持管理その他の規則で定める業務

6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、次に定めるところによる。

(1) 第5条、第9条（第1項第2号に係る部分を除く。）及び第13条（第2項及び第3項を除く。）の規定は適用せず、第3条、第4条、第6条、第8条及び第12条の規定の適用については、第3条、第4条前段、第6条、第8条並びに第12条第1項前段及び第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条後段及び第12条第1項後段中「市長」とあるのは「市

長及び指定管理者」と、第12条第1項前段中「第8条第1項の許可」とあるのは「第8条第1項の許可（同項第6号に掲げる行為に係る許可を除く。以下この条において同じ。）」と、「広場使用者」とあるのは「広場使用者（同号に掲げる行為に係る許可を受けた者を除く。以下この条において同じ。）」とする。

(2) 指定管理者がセンターの管理を開始する日前に第3条、第4条、第6条、第8条及び第12条の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、当該指定管理者の業務に係るものは、同日以後においては、前号の規定により読み替えて適用される第3条、第4条、第6条、第8条及び第12条の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者は、同条第6項の規定により読み替えて適用される第3条第1項及び第8条第1項（第6号を除く。）の規定による使用又は行為の許可を受けた者並びに第13条第1項に規定する駐車場を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。

2 利用料金は、別表第1、別表第2及び別表第4に規定する使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の納付)

第18条 交流センター（駐車場を除く。）の利用料金は前納とし、駐車場の利用料金は、出場の際に納付するものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱い)

第20条 市長は、指定管理者の指定を取り消したとき、又は第16条第5項に規定する業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じたときは、新たに指定管理者を指定し、若しくは当該停止の期間が終了するまでの間又は市長が必要があると認める期間において、第17条第2項の利用料金の額を交流センターの使用料として徴収する。

2 前2条の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して1年7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和3年規則第55号で令和4年3月1日から施行)

2 第16条第2項から第4項までの規定による指定、第17条第2項の規定による承認その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和3年6月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年3月30日条例第4号)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第17条第2項の規定の例により、同条第1項に規定する利用料金の承認をすることができる。

別表第1 (第3条、第5条、第17条関係)

(令8条例4・一部改正)

1 交流センター使用料

使用単位	午前	午後	全日	1時間
施設名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	毎正時を始期と する1時間
	円	円	円	円
イベントスペース	8,230	10,960	19,200	3,040
調理室	5,160	6,880	13,750	1,720
会議室11(北)	1,830	2,430	4,260	670
会議室11(南)	2,640	3,510	6,150	970
会議室21	1,620	2,160	3,780	590
会議室22	2,020	2,700	4,720	750
研修室	3,240	4,320	7,560	1,190
教室	5,070	6,750	11,820	1,870

備考

1 使用時間には、準備及び後片付けの時間も含むものとする。

2 交流センター使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。

3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。

2 附属設備使用料

名称	単位	使用料
		円
拡声装置	1式	500
マイクロホン	1本	100
プロジェクター（スクリーン付き）	1式	500
プロジェクター（大型スクリーン付き）	1式	600
移動型モニター	1式	500
スポットライト	1式	700
司会者台	1台	100
演台	1台	100
ホワイトボード	1台	100
パーティション	1枚	100
ステージ（室内用）	1台	100
テント	1張	300

備考

- この表に掲げる使用料の額は、施設の使用時間1時間当たりの額とする。
- この表に掲げるもの以外の附属設備の使用料の額は、類似する附属設備の使用料の額に準じて市長が定める額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。

別表第2（第9条、第17条関係）

種別	単位	使用料
物品を販売し、又は頒布する場合	使用面積1平方メートルにつき 1日	円 30
興行を行う場合		15
募金、署名運動その他これらに類する行為をする場合		
運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用する場合		

合	
電源を使用する場合	1時間につき230円を加算する。
その他上記に定めるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める額

備考

- 1 使用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は、1平方メートルとみなす。
- 2 使用期間が1月に満たないもの（電源を使用する場合にあっては、その使用期間が1月以上のものを含む。）の使用料については、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 使用料の額が時間を単位として定められている場合は、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 4 この表の規定により算出した使用料の額が1件につき100円に満たないときは100円とし、100円を超える場合において、10円未満の端数（備考2の規定の適用がある場合にあっては、1円未満の端数）が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第3（第9条関係）

占用物件	単位	使用料
電気又は電気通信等の線路を設置するための本柱、支柱、支線その他の工作物で電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げるもの	電気通信事業法施行令別表第1第2号単位の欄に掲げる単位に応じて同号宅地の欄に掲げる額	
興行又は運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	使用面積1平方メートルにつき 1日	44円
その他上記に定めるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める額	

備考

- 1 使用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は、1平方メートルとみなす。
- 2 1年を単位として定められた使用料については、その使用期間が1年未満であるとき、又

はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、使用開始の日の属する月及び使用終了の日の属する月は、それぞれ1月として計算する。

- 3 使用期間が1月に満たないもの（電源を使用する場合にあっては、その使用期間が1月以上のものを含む。）の使用料については、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 4 この表の規定により算出した使用料の額が1件につき100円に満たないときは100円とし、100円を超える場合において、10円未満の端数（備考3の規定の適用がある場合にあっては、1円未満の端数）が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第4（第13条、第17条関係）

単位	使用料
1台1回	(1) 最初の1時間まで（センターに用務で来館した旨の確認を受けた者が駐車する場合は、最初の5時間まで）は無料とする。 (2) 前号の時間を超えて駐車した場合は、その超えた時間25分までごとに100円